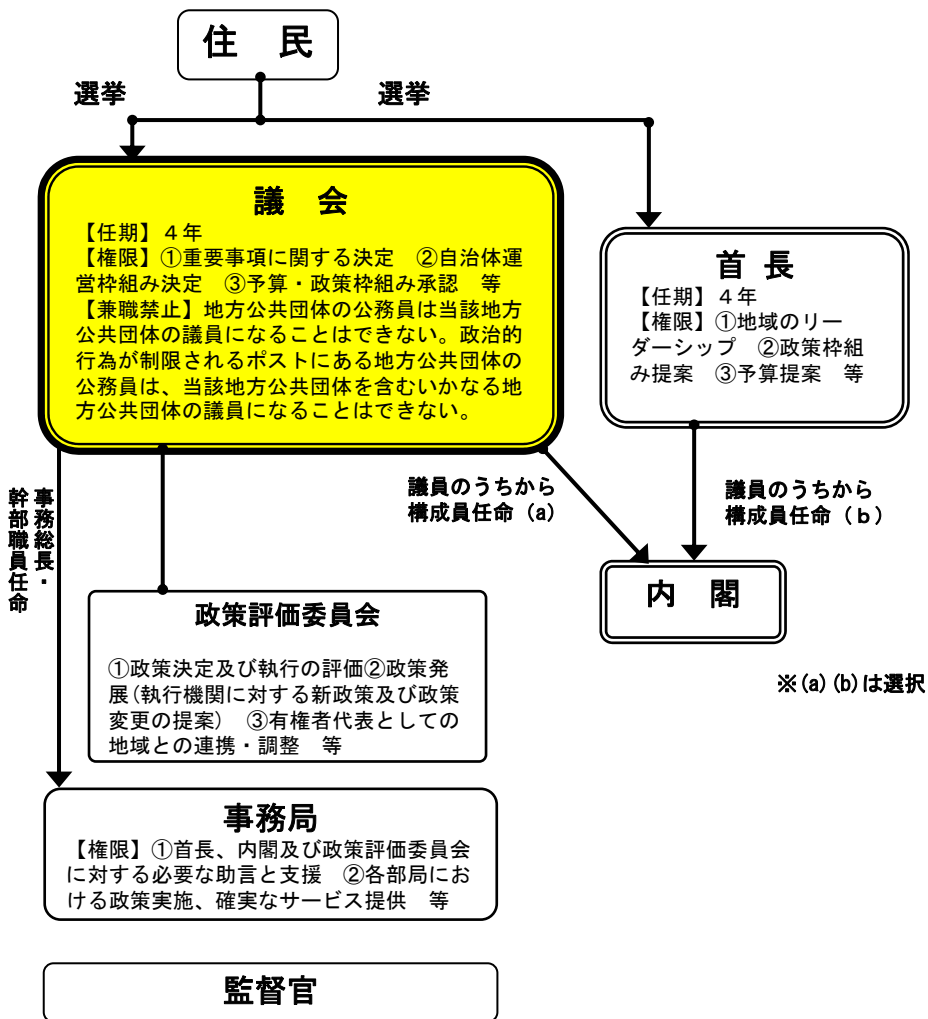


諸外国における地方自治体の議会制度について

イギリス（イングランド）

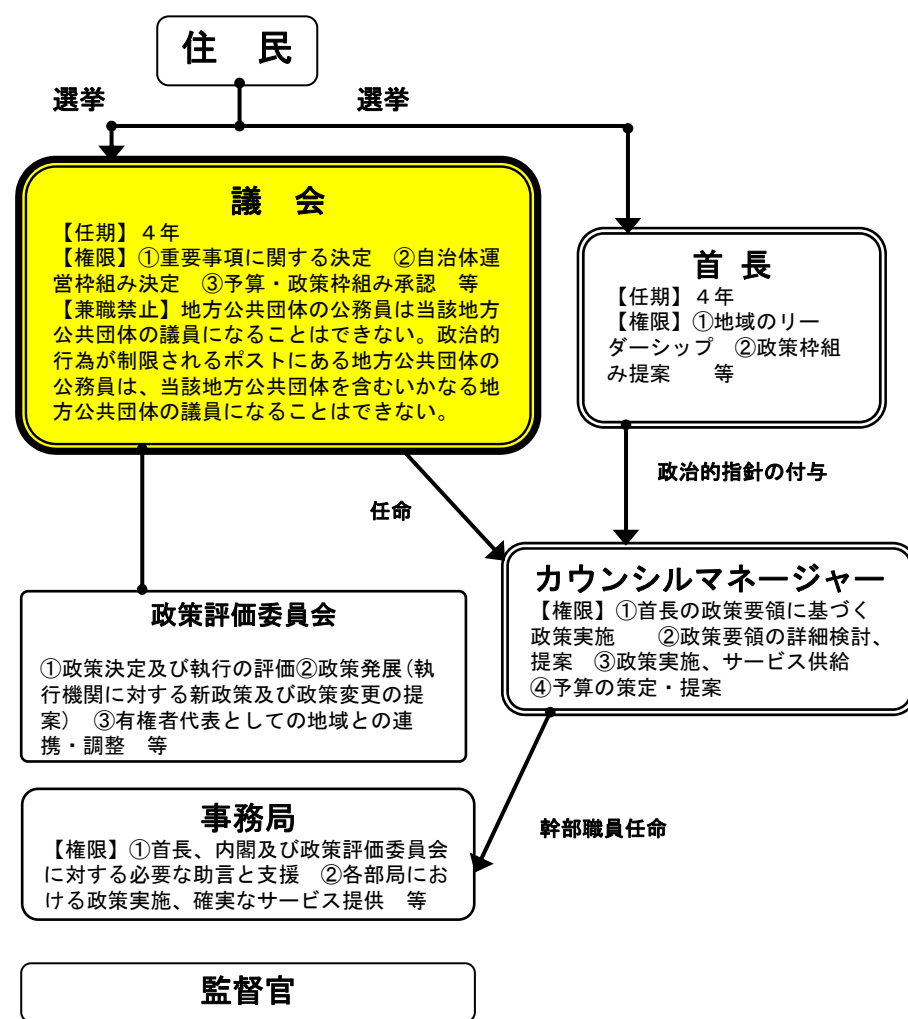
議会の組織

公選首長と内閣制度



(注)監督官：自治体内で不法行為や不適切な行為等が行われないように注意を払うことがその役割。通常、監督官には自治体の法務部長が指名される。

公選首長とカウンシルマネージャー制度



(注)監督官：自治体内で不法行為や不適切な行為等が行われないように注意を払うことがその役割。通常、監督官には自治体の法務部長が指名される。

議会の権限等

自治体の種類 比較項目	基礎自治体・広域自治体
	公選首長と内閣制度 (公選首長とカウンスルマネージャー制度) ※2
不信任	なし
再議制度	内閣が提出した政策・予算が議会で修正・差戻・否決されたときで、議会の決定に関して首長から異議がある場合、書面で監督官に異議を申し立てることが可能。提出後5日以内に議会が開催され、2/3の特別多数決で決定。
専決処分	緊急時において議決を経ることなく予算流用、政策変更をすることが可能。
議会の招集権	監督官。形式的には監督官が招集の告知を行う。通常会については、最初の議会で日程を決定。臨時議会については、議会の議決、議長、5人以上の議員の請求をもって、監督官に招集を要請。
議案の提出権	首長（内閣）、議員。予算や政策の骨格については、首長（内閣）が提案。議員による動議の権限あり。
議決権	制限列举。主な議決権は、基本法典の採択・変更、政策枠組や予算案の承認、執行機関が政策枠組と異なる政策を実施する場合の可否、委員の就任、議員の報酬スキーム。

※注1 議会に関して法律で義務付けられているのは、最低年1回本会議を開催することだけで、それ以外については自治体で個別に決定することができることとなっているため、自治体毎に異なる。

※注2 カウンスルマネージャー制度は1市のみが採用。制度的には公選首長と内閣制度と同様。

会期・議員定数・議員報酬等

○会期

- ・議会に関して法律で義務付けられているのは、最低年1回本会議を開催することだけで、それ以外については自治体で個別に決定することができることとなっているため、自治体毎に異なる。

○議員定数（右表参照）

- ・各選挙区と定数が規定されている

○議員報酬

- ・基本的に給与は支給されていない（ロンドン議会議員には給与が支給されている。）。
- ・法に基づく手当としては、基礎手当、特別責任手当、所得損失手当、世話手当があり（1989年地方自治・住宅法、1980年地方自治・計画・土地法、2000年地方自治法）、議員活動に伴う活動経費（旅費等）も支給される。
- ・退職後に一部の議員には年金が支給される（2000年地方自治法）。
- ・従来あった出席手当は廃止された。

※議員は名誉職と考えられている。

地域	地方自治体	選挙区ごとの定数	議員数
イングランド	カウンティ	1名(小選挙区)	2,269
	ディストリクト	1～3名	10,576
	大都市圏ディストリクト	3名(若しくはその倍数)	2,445
	ユニタリー	1～3名	2,407
	ロンドン区	1～3名	1,861
	GLA	1名(比例代表並立制)	25
ウェールズ	ユニタリー	1～4名	1,264
スコットランド	ユニタリー	1名(小選挙区) (単記移譲式比例代表制)	1,222
北アイルランド	ディストリクト	4～7名(比例代表制) (単記移譲式比例代表制)	582

※GLAは、14名の小選挙区（2～3のロンドン区で構成）議員と追加型議会と
呼ばれる比例代表制で選出された議員11名とで構成されている（1999年GLA
法）。

職業公務員と議員の兼職可能性

被選挙権の制限

地方公共団体の公務員は当該地方公共団体の被選挙権者となることはできない。政治的行為が制限されるポストにある地方公共団体の公務員（事務総長、法律に基づいて設置される管理職、法定外の管理職、準管理職、監督官、法律アドバイザー（Political Advisor））は、当該地方公共団体を含むいかなる地方公共団体の議員でも被選挙権者となることはできない。

兼職の禁止

地方公共団体の公務員は当該地方公共団体の議員になることはできない。政治的行為が制限されるポストにある地方公共団体の公務員は、当該地方公共団体を含むいかなる地方公共団体の議員になることはできない。

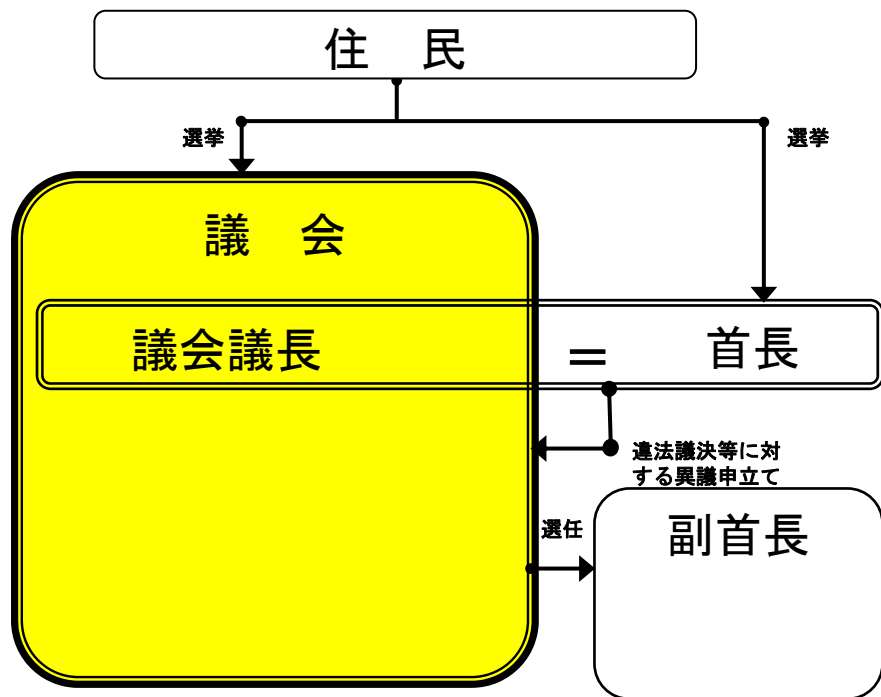
ド イ ツ

議会の組織

(バーデン・ヴュルテンベルク州)

広域自治体・基礎自治体

《クライス》 《ゲマインデ》



(南ドイツ評議会制モデル)

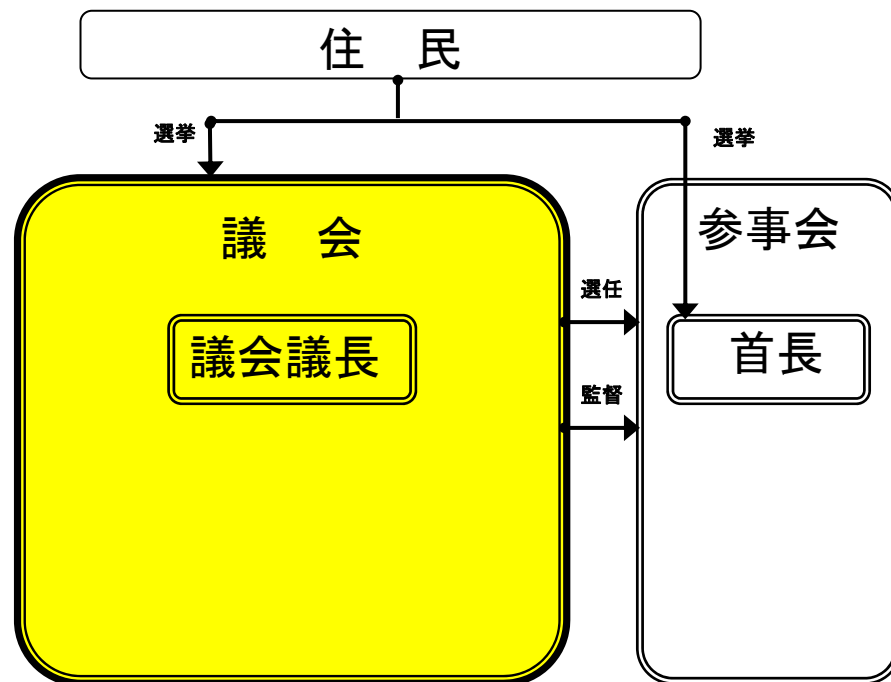
※注1 地方自治体の組織形態は、州憲法、州法(明示されていない場合は、地方自治体の条例)によって規定されるため、州毎に異なる。本資料は、バーデンヴュルテンベルク州(以下「BW州」)を例に使用。

※注2 首長は、行政の長としての権限と議会の議長としての権限を有する。

(ヘッセン州)

広域自治体・基礎自治体

《クライス》 《ゲマインデ》



(参事会制モデル)

※注1 地方自治体の組織形態は、州憲法、州法(明示されていない場合は、地方自治体の条例)によって規定されるため、州毎に異なる。本資料は、ヘッセン州を例に使用。なお、参事会制モデルを採用しているのは、ヘッセン州とプレーマーハーフェン市(プレーメン都市州)。

(バーデン・ヴュルテンベルク州の基礎自治体ゲマインデの例)

住 民

選挙

選挙

ゲマインデ議会

【任期】 5年

【権限】 ①法律により長の権限とされている場合及び議会が長に特定の事務を委託した場合を除き、ゲマインデのすべての事務について決定 ②自らの議決の施行状況を監視し、ゲマインデ行政に不都合な事態が生じた場合は、長にそれを除去させるよう配慮 ③予算条例の審議及び議決 等

【兼職禁止】 ゲマインデの職員、行政団体の職員、その他公法人の幹部職員、ゲマインデによって管理される公法上の財団職員、ゲマインデの法監督庁、上級及び最上級法監督庁並びにゲマインデ検査施設の幹部職員、郡に属するゲマインデにおいては、その郡の幹部職員

首長＝議会議長 ※2

【任期】 8年

【権限】 ①議会の会議及び委員会の準備・議決の執行 ②行政事務の指揮監督 ③法令及び規則に基づきゲマインデに委託された任務の処理 ④議会等から委託された事項の処理 ⑤議会議長として議会を代表 等

違法議決等
に対する異
議申立て

副首長 ※3

【任期】 人口1万以上の市町村における専門職（有給）の場合8年、それより小規模の市町村の名誉職（無給）の場合5年

【権限】 首長の職務の範囲内において、恒常的にその職務を代行。副首長のうちの1人は財政部長となる。

選任

※注1 ゲマインデが出納業務をゲマインデ行政の外部の部署に処理させない場合に、ゲマインデが会計職 (Kassenverwalter) を選任する。会計職の権限は出納業務である。会計職は、会計検査庁の長及び検査員との兼職が禁止されている。

※注2 首長に選ばれた者が、議会の議長を務めることになる。

※注3 副首長は、自治体の規模に応じて、1人以上選任される。

議会の権限等

○ バーデン・ヴュルテンベルク州

比較項目	自治体の種類	基礎自治体	広域自治体
		ゲマインデ	クライス
不信任		なし	
再議制度		あり※ ¹	
専決処分		あり※ ²	
議会の招集権		首長(議長) ※ ³ ※ ⁴	
議案の提出権		首長(議長) 及び全議員の1/4以上の議員※ ⁴	
議決権		概括的に規定※ ⁵	

※注1 BW州市町村法43条2項「長は、市町村議会の議決が法律違反であると考えられる場合には、当該議決に異議を唱えなければならない。議決が当該市町村にとって不利益なものであると考える場合には、当該議決に異議を唱えることができる。意義は、遅滞なく、遅くとも議決から1週間以内に、市町村議会に対して、述べられなければならない。意義は、延期効を有する。同時に、異議に基づき、当該事項について新たに議決するための会議が招集されなければならない。この会議は、最初の会議から3週間以内に行わなければならない。新たな議決も法律に違反すると長が考える場合には、長は、新たに異議を述べるとともに、遅滞なく法監督庁の判断を仰がなければならない。」

※注2 BW州市町村法43条4項「緊急集会まで処理を延ばすことができないような緊急の市町村事務については、長が議会に代わって決定する。緊急決定の理由及び処理の方法については、遅滞なく議会に報告しなければならない。」

※注3 全議員の1/4以上の議員が、特定の議案をもって請求したときは、遅滞なく招集されなければならない。

※注4 BW州市町村法34条1項。

※注5 BW州市町村法24条1項「議会は住民の代表であり、市町村の主たる機関である。議会は、市町村行政の基礎を確定し、法律により長の権限とされている場合及び議会が長に特定の事務を委任した場合を除き、市町村のすべての事務について決定する。議会は、自らの議決の施行状況を監視し、市町村行政に不都合な事態が生じた場合は、長にそれを除去させるよう配慮する。」

○ ヘッセン州

比較項目	自治体の種類	基礎自治体	広域自治体
		ゲマインデ	クライス
不信任		なし	
再議制度		あり ^{※1}	
専決処分		※2	
議会の招集権		首長又は議長 ^{※3}	
議案の提出権		首長及び全議員の1/4以上の議員 ^{※4}	
議決権		概括的に規定 ^{※5}	

※注1 参事会は、議会の違法な議決に対する異議権を有する。(ヘッセン州市町村法63条)

※注2 首長は、緊急時には、緊急決定権を持つ。なお、首長は当該決定について事後に参事会に説明しなければならない。(ヘッセン州市町村法70条)

※注3 議長は議会を招集する。ただし、選挙後最初の議会については、首長が議会を招集する。また、全議員の1/4以上の議員又は首長(副首長)が、特定の議案をもって請求したときは、遅滞なく招集されなければならない。(ヘッセン州市町村法56、58条)

※注4 ヘッセン州市町村法56条。

※注5 法律により長の権限とされている場合及び議会が長に特定の事務を委任した場合を除き、市町村のすべての事務について決定する。また、委任することができない事項が列挙されている。(ヘッセン州市町村法50条、51条)

会期・議員定数・議員報酬等

○会期

※通常、議会は夕刻から開催される。

○議員定数（右表参照）

- ・ゲマインデ：人口規模に応じて州法において規定
- ・クライス：人口規模に応じて州法において規定

○議員報酬

- ・議員がその議員活動によってその収入に損失を受けた場合には、当該地方自治体によって補償される。
- ・通常、少額の報酬（月額）と出席手当が支給される。

※議員は、一般的に名誉職と地方自治法で規定されている。

(例) バーデンヴェルテンベルク州内のゲマインデ

人口				議席数
		1,000	人以下	8
1,000	人超	2,000	人以下	10
2,000	人超	3,000	人以下	12
3,000	人超	5,000	人以下	14
5,000	人超	10,000	人以下	18
10,000	人超	20,000	人以下	22
20,000	人超	30,000	人以下	26
30,000	人超	50,000	人以下	32
50,000	人超	150,000	人以下	40
150,000	人超	400,000	人以下	48
600,000	人超			60

※一定の条件のもとに、条例により、一段階上下の範囲内で増減させることが可能。

(例) バーデンヴェルテンベルク州内のクライス

人口				議席数
		50,000	人以下	24
50,000	人超	60,000	人以下	25
60,000	人超	70,000	人以下	26
	↓(※1)			
190,000	人超	200,000	人以下	39
200,000	人超	220,000	人以下	41
220,000	人超	240,000	人以下	43
	↓(※2)			
280,000	人超	300,000	人以下	49
300,000	人超	320,000	人以下	51
	↓(※2)			

(※1) 50,000人超 200,000人以下：10,000人増える毎に1議席増加。

(※2) 200,000人超：20,000人増える毎に2議席増加。

職業公務員と議員の兼職可能性

被選挙権の制限

連邦、州、市町村における官吏等^{※1}の被選挙権は、法律により制限できる。

※一般的に、ひろく（官吏含む）、立候補・選挙準備のための休暇の保障が規定されている。また、議員の職務を引き受け、かつ行使することを妨げられないこと、このことを理由とする解雇・免職を禁止することが規定されている。

兼職の禁止

市町村に勤務する者は、当該団体の議員になることはできない。

他の公務員も含め官吏は、連邦議会議員及び州議会議員、そして当該団体の議員との兼職が禁止されている（官吏がこれらの職に就任した場合は、官吏を辞職しなければならないわけではなく、一時的に停職すればよい。議員としての職務が終了した場合は、官吏に復帰することができる。また、兼職不能な官吏・公勤務職員の職を限定して法定し、兼職可能としている州もある。）。

※官吏は、議員としての在職期間中、守秘義務と受贈の禁止を除き官吏としての権利義務が停止される。

※一時離職制度^{※2}が用意されている。

※地方議会議員につく官吏には、原則として、議員として活動するために必要な有給休暇が認められる。

※注1 公勤務職員、職業兵士、短期志願兵士、裁判官。なお、官吏とは、公権的機能の行使を行う、公法上の勤務・忠誠関係にたつ公勤務の構成員を指す。また、公勤務職員とは、私法上の雇用契約に基づいて雇用されている職員を指す。

※注2 官吏が議員としての期間を終えて3ヶ月以内に申請した場合には、当該官吏を申請後3ヶ月以内に元の公勤務関係に復帰させなければならない。申請しなかった官吏も、議員に二期以上在職しておらず、また、議員を終えた時点で55歳に達しておらず、かつ議員在職中に政府のメンバーになっていなかった場合、最上級勤務庁が元の公勤務関係に復帰させることができる。この際、在職期間が参入されることとなる。また、公勤務職員も官吏に準ずる取扱いとなる。なお、地方議会議員の職を兼職できないとされる官吏・職員については、連邦・州議会の場合と異なり、一時離職の制度が設けられていない。こうした職にある官吏・職員も地方議会議員に立候補でき、選挙準備のための休暇も認められるが、当選した場合、公勤務関係を終了させなければ、地方議会議員への就任受諾ができない（もっとも、無休の休職に付される場合、兼職可能な職に配置換えする場合などの余地はある。）。

ス ウ ェ ー デ ン

議会の組織

広域自治体

《ランスタイング》

住民
↓
選挙

議会

選出

執行委員会

委員長、副委員長(1,2名)

選出

その他の委員会

(選挙管理委員会(必置)、公安委員会(必置)、その他任意の委員会設置可)

選出

監査委員

監査委員代理

※注 スウェーデンの地方自治体には、日本の公選首長に相当する機関はないため、自治体の代表にあたる執行委員会の委員長が対外的な立場においてはそれに近いとされている。

基礎自治体

《コミューン》

住民

↓
選挙

議会

【任期】4年

【権限】以下の事項について議決：①事業の目標と方針 ②予算、課税及びその他の重要な財政的問題 ③専門委員会の組織と活動形態 ④委員会及び起草委員会の委員及び委員代理の選出 ⑤監査委員及び監査委員代理の選出 ⑥政治的代表者に対する経済的な報酬の基準 ⑦各年度の活動報告の承認及び責任解除 ⑧住民投票 等

【兼職禁止】事務職員の最高職

選出

執行委員会

委員長、副委員長(1,2名)

【任期】4年

【権限】①地方公共団体の活動を指揮調整 ②他の委員会の事務を監督 ③他の委員会その他の機関に対して必要な提案を行う。④対外的にコミューンを代表 ⑤議会で審議される議案の作成・公表 ⑥財務管理 ⑦議会の議決の実施 ⑧議会から委任された任務の遂行 等

【兼職禁止】事務職員の最高職及び当該委員会の活動を担当する職員

(注)委員会の構成員の数(5名以上)は、代理委員とともに議会で決定。通常、委員は議会における各党の議席数に応じて比例代表的に選出。委員は必ずしも議員である必要はない。

選出

その他の委員会

(選挙管理委員会(必置)、公安委員会(必置)、その他任意の委員会設置可)

選出

【権限】各委員会が所掌する使命の遂行その他の事業

※【任期】【兼職禁止】は、執行委員会と基本的に同じ。

監査委員

監査委員代理

【任期】4年(少なくとも3名ずつ)

【権限】各委員会の活動及び会計の監査(各監査委員は独立)

【兼職禁止】事務職員の最高職

(注)監査対象事務に責任を有する本人又は近親者は監査委員就任不可。

※注 スウェーデンの地方自治体には、日本の公選首長に相当する機関はないため、自治体の代表にあたる執行委員会の委員長が対外的な立場においてはそれに近いとされている。

議会の権限等

比較項目	自治体の種類	基礎自治体	広域自治体
		コミュニティ	ランスタング
議会の招集権		議長 ^{※1}	
議案の提出権		委員会、議員、監査委員又はその代理、起草委員会及び公営企業の取締役会 ^{※2}	
議決権		制限列举（列举事項については、委員会への委任は不可）。主な議決権は、事業の目標と方針、予算、課税その他の重要な財政的課題、専門委員会の組織と活動形態、委員会及び起草委員会の委員及び委員代理の選出、監査委員及び監査委員代理の選出、政治的代表者に対する経済的な報酬の基準、各年度の活動報告の承認及び責任解除、住民投票。（地方自治法3章9条、10条）	

※注1 議長は必要と認めれば単独で議会を招集することができる。（地方自治法5章7条）

※注2 地方自治法5章23条。特定の事案について住民投票を行うことに関する議案については、有権者である住民の5%以上の者により提案することができる。

会期・議員定数・議員報酬等

○会期

※コミュニティ：一般的に、7月・8月以外の毎月一度、年間概ね10～12回程度開催。通常、夕刻から開催され、2～5時間程度かけられる。

※ランスタング：コミュニティより開催回数は少ない。昼間に開催されることが多い。

○議員定数（右表参照）

- ・人口規模に応じて地方自治法において最低議席数を規定

○議員報酬

- ・原則として無給であり専門職ではない。多くの地方議員が兼業である。
- ・例外として、コミッショナー（執行委員会の委員長を務める議員や議会の審議過程で指導的役割を担う議員。通常フルタイムで勤務。）には、フルタイムの専門職としての報酬が支払われる。
- ・コミッショナー以外に支払われる報酬には、活動経費の支弁、会議出席に係る諸費用の補填、議員活動のために他の職業の収入の一部が失われた場合の所得補償、会議出席に対する報酬等がある。

コミュニティ・ランスタング

有権者の数(コミュニティ)	有権者の数(ランスタング)	議席数
12,000人以下	140,000人以下	31 以上
12,000人超24,000人以下	—	41 以上
24,000人超36,000人以下	140,000人超200,000人以下	51 以上
36,000人超	—	61 以上
—	200,000人超	71 以上
ストックホルム市及び300,000人超のランスタング		101 以上

職業公務員と議員の兼職可能性

被選挙権の制限

コミュニン、ランスティングにおいて、幹部職員として雇用されている者は、当該地方公共団体の議会議員の被選挙権がない。

兼職の禁止

最高レベルの給与を受給している一般事務職員が地方議会議員になることは禁止されている。

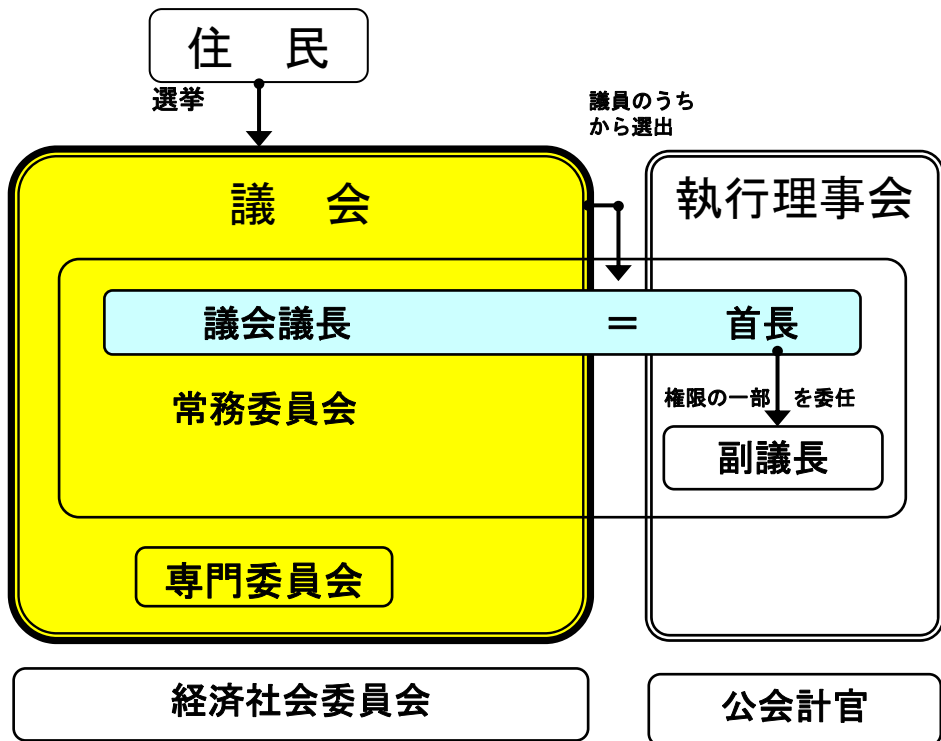
それ以外の地方公共団体の職員は当該職員が勤務する団体を含めて団体の議会議員を兼務することはできるが、当該職員が地方議員として議会で所属する委員会は、職員として勤務している分野とは異なる分野でなければならない。

フ ラ ン ス

議会の組織

広域自治体

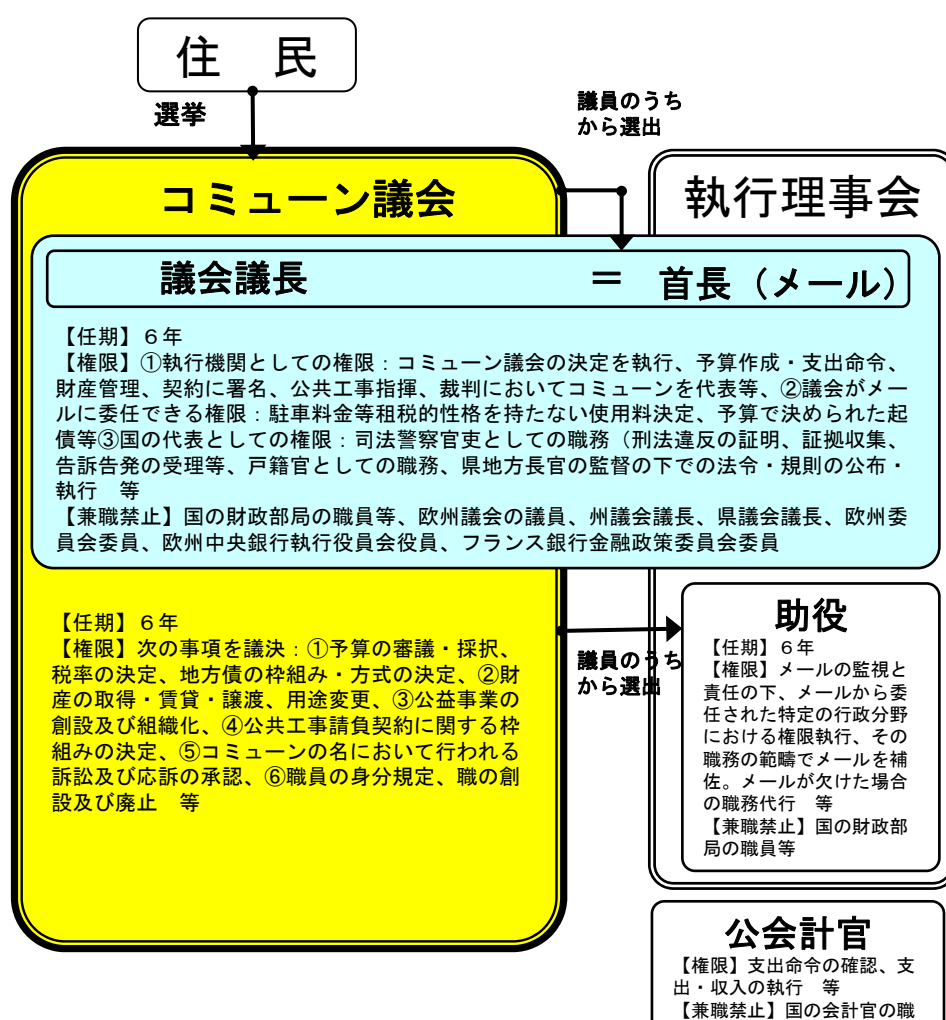
《レジオン》 《デパルトマン》



※注1 経済社会委員会はレジオンにのみ置かれる。
 ※注2 公会計官は、国家の官吏である。

基礎自治体

《コミューン》



【任期】6年

【権限】①執行機関としての権限：コミューン議会の決定を執行、予算作成・支出命令、財産管理、契約に署名、公共工事指揮、裁判においてコミューンを代表等、②議会がメーに委任できる権限：駐車料金等租税的性格を持たない使用料決定、予算で決められた起債等③国の代表としての権限：司法警察官吏としての職務（刑法違反の証明、証拠収集、告訴告発の受理等、戸籍官としての職務、県地方長官の監督の下での法令・規則の公布・執行等

【兼職禁止】国の財政部局の職員等、欧州議会の議員、州議会議長、県議会議長、欧州委員会委員、欧州中央銀行執行役員会役員、フランス銀行金融政策委員会委員

【任期】6年

【権限】次の事項を議決：①予算の審議・採択、税率の決定、地方債の枠組み・方式の決定、②財産の取得・賃貸・譲渡、用途変更、③公益事業の創設及び組織化、④公共工事請負契約に関する枠組みの決定、⑤コミューンの名において行われる訴訟及び応訴の承認、⑥職員の身分規定、職の創設及び廃止等

助役

【任期】6年

【権限】メーの監視と責任の下、メーから委任された特定の行政分野における権限執行、その職務の範疇でメーを補佐。メーが欠けた場合の職務代行等
 【兼職禁止】国の財政部局の職員等

公会計官

【権限】支出命令の確認、支出・収入の執行等
 【兼職禁止】国の会計官の職

議会の権限等

比較項目	自治体の種類	広域自治体	
	基礎自治体 コミューン	デパルトマン	レジオン
不信任	なし	なし	なし
再議制度	なし	なし	なし
専決処分	なし	なし	なし
議会の招集権	議長（首長）	議長（首長）※	議長（首長）※
議案の提出権	議長（首長）及び議員	議長（首長）及び議員	議長（首長）及び議員
議決権	制限列举。主な議決権は、予算の審議・採択、税率の決定、地方債の枠組・方式の決定、財産の取得・賃貸・譲渡、用途変更等、公益事業の創設及び組織化、公共工事請負契約に関する枠組の決定、コミューンの名において行われる訴訟及び応訴の承認、職員の身分規定、職の創設及び廃止（法律・デクレに規定）。	制限列举。主な議決権は、予算の審議・採択、税率の決定、地方債の枠組・方式等の決定、財産の取得・賃貸・譲渡、用途変更等に関する契約締結の決定、公役務の創設・廃止、事業を行う組織の決定、公共工事の計画及び見積りについての決定（所管部局の決定）、経済的・社会的事業への関与の決定、デパルトマンの名において行われる訴訟についての承認（法律に規定）。	制限列举。主な議決権は、予算の審議・採択、決算の承認、州税率、地方債の枠組等の決定、州への諮問を義務づけられている事項について審議・意見の陳述、国会計画の策定と遂行への協力、州計画の策定・承認、地方公共投資の調整措置の提案、不動産の取得、譲渡（法律に規定）。

※ デパルトマンとレジオンについて、議会は議長の発意に基づいて少なくとも4半期に1度は開催されなければならない。また、議会は常務委員会又は議員の1/3以上の要求、特別な場合はデクレによって開催される。

会期・議員定数・議員報酬等

○会期

コミューン・デパルトマン・レジオンともに、議会は少なくとも4半期に1度開催される。また、常務委員会は、議会閉会中も恒常的に開かれる。

○議員定数 (右表参照)

- ・コミューン：人口規模に応じて地方自治法において規定
- ・デパルトマン：選挙法典に原則として一カントン一議席と規定

※デパルトマンの中に複数の郡があり、郡の中に複数のカントンを存在する(フランス全土で、343郡、4,039カントンある)。選挙区はカントン単位で、原則として1のカントンから1の議員を選出する。例外は、パリ(20カントン163議席)と、テリトワール・ド・ペルフォール(1カントンから4議席)である。

※カントン：フランス革命の一時期だけ自治体として設けられた単位。現在では行政単位ではなく、選挙区、憲兵隊の配備、登記等に関する管轄区域としての意義のみを持つ。

- ・レジオン：選挙法典に規定

○議員報酬

- ・コミューン：原則的に無償だが、手当を受けることもできる。また、議会が認める職務を執行する場合、一定の上限のもと、必要経費について実費弁償される。
- ・デパルトマン・レジオン：議員には、その職務の遂行に対して手当が支給される。

レジオン	
州名	議席数
アルザス	47
アキテーヌ	85
オーヴェルニュ	47
ブルゴーニュ	57
ブルターニュ	83
サントル	77
シャンパニュ・アルデンヌ	49
コルス*	51
フランシュ・コンテ	43
イル・ド・フランス	209
ラングドック・ルシヨン	67
リムザン	43
ロレーヌ	73
ミディ・ピレネー	91
バス・ノルマンディ	47
オート・ノルマンディ	55
ノール・パド・カレ	113
ペイ・ド・ラ・ロワール	93
ピカルディ	57
プロヴァンス・シャラント	55
プロヴァンス・アルプ・コート・ダジュール	123
ロヌ・アルプ	157
グアドループ	41
ギューヤンヌ	31
マルティニーク	41
レユニオン	45

デパルトマン

県名	議席数	県名	議席数
アン	43	マルヌ	44
エーヌ	42	オート・マルヌ	32
アリエ	35	マイエンヌ	32
アルプ・ド・オート・プロヴァンス	30	ムルテ・モゼール	44
オート・ザルプ	30	ムーズ	31
アルプ・マリタイム	52	モルビアン	42
アルデッシュ	33	モゼール	51
アルデンヌ	37	ニエーヴル	32
アリエージュ	22	ノール	79
オーブ	33	オワーズ	41
オート	35	オルヌ	40
アヴェロン	46	パド・カル	77
プーシュ・デュ・ロヌ	57	ピュイ・ド・ドーム	61
カルヴァドス	49	ピレネー・アトランティック	52
カンタル	27	オート・ピレネー	34
シャラント	35	ピレネー・オリオantal	31
シャラント・マリタイム	51	パ・ラン	44
シェール	35	オ・ラン	31
コレーズ	37	ロヌ	54
コルス・デュ・シュヴ	22	オート・ソヌ	32
オート・コルス	30	ソヌ・エ・ロワール	57
コート・ドール	43	ザルト	40
コート・ダルモル	52	サヴォア	37
クリューズ	27	オート・サヴォア	34
ドルドーニュ	50	パリ	163
ドゥー	35	セーヌ・マリタイム	69
ドローム	36	セーヌ・エ・マルヌ	43
ウール	43	イヴリーヌ	39
ウール・エ・ロワール	29	ドゥー・セーヴル	33
フィニステール	54	ソム	46
ガール	46	タルヌ	46
オート・ガロンヌ	53	タルヌ・エ・ガロンヌ	30
ジュール	31	ウーアール	43
ジロント	63	ウー・クリューズ	24
エロー	49	ウーアンテ	31
イル・エ・ヴィレヌ	53	ウー・エンヌ	38
アンドル	26	オート・ウー・エンヌ	42
アンドル・エ・ロワール	37	ウー・ージュ	31
イゼール	58	コンヌ	42
ジューラ	34	テリトワール・ド・ペルフォール	15
ランド	30	エソンヌ	42
ロワール・エ・シェール	30	オー・ド・セーヌ	45
ロワール	40	セーヌ・サン・トゥニ	40
オート・ロワール	35	ヴァルト・マルヌ	49
ロワール・アトランティック	59	ヴァルト・ワーズ	39
ロワレ	41	グワドループ	43
ロット	31	マルティニーク	45
ロット・エ・ガロンヌ	40	ギューヤンヌ	19
ロゼール	25	レユニオン	49
メーヌ・エ・ロワール	41		
マンシュ	52		

コミューン

人口				議席数
		100	人未満	9
100	人以上	500	人未満	11
500	人以上	1,500	人未満	15
1,500	人以上	2,500	人未満	19
2,500	人以上	3,500	人未満	23
3,500	人以上	5,000	人未満	27
5,000	人以上	10,000	人未満	29
10,000	人以上	20,000	人未満	33
20,000	人以上	30,000	人未満	35
30,000	人以上	40,000	人未満	39
40,000	人以上	50,000	人未満	43
50,000	人以上	60,000	人未満	45
60,000	人以上	80,000	人未満	49
80,000	人以上	100,000	人未満	53
100,000	人以上	150,000	人未満	55
150,000	人以上	200,000	人未満	59
200,000	人以上	250,000	人未満	61
250,000	人以上	300,000	人未満	65
300,000	人以上		人未満	69
リヨン				73
マルセイユ				101
パリ				163

職業公務員と議員の兼職可能性

被選挙権の制限

コミューン：職員は自ら所属する団体の議会議員に立候補することはできない（ただし、職員を辞職した6ヶ月以後であれば、辞職前に自ら所属した団体の議会議員に立候補することができる。）。

デパルトマン・レジオン：一定の公職にある者（総局長、部長、次長、課長）は自ら所属する団体の議会議員に立候補することはできない。また、管内のコミューン（デパルトマン）議会議員には原則として立候補することはできない。

※ 職業公務員が立候補する場合、選挙期間中は休職扱いとなる。

兼職の禁止

- ・ デパルトマン議会議長・レジオン議会議長は、欧州議会議員、レジオン（デパルトマン）議会議長、メール、欧州委員会委員、欧州中央銀行執行役員会役員、フランス銀行金融政策委員会委員を兼任することはできない（収入・支出命令者と公会計官の分離の原則により、メール、デパルトマン議会議長、レジオン議会議長と、公会計官職の兼任は禁止されている。）。
- ・ 2000年4月の公選職兼任制限法により、1人が兼任できる公職数や公職の組み合わせが法律で制限されることとなった。
- ・ 議員の職務に毎日従事するというわけではない場合、必要に応じて所属団体に欠勤届を提出することにより、議員の職務を遂行することができる。

イ タ リ ア

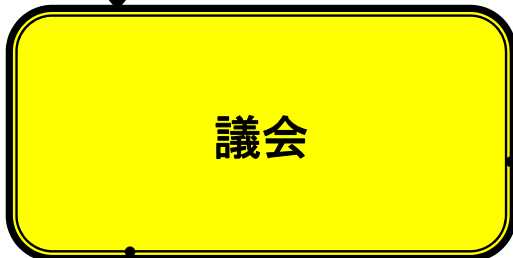
議会の組織

広域自治体

《レジオーネ》

住民

選挙



常任委員会

選挙

評議会

首長
= 評議会議長

任免

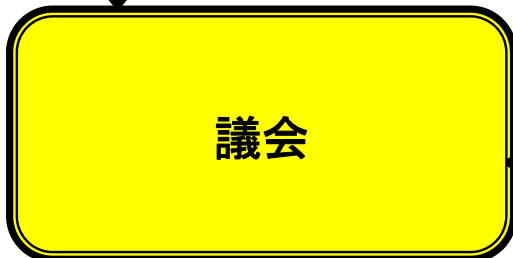
評議員

不信任

《プロヴィンチア》

住民

選挙



議会

選挙

評議会

首長
= 評議会議長

任免

評議員

副首長

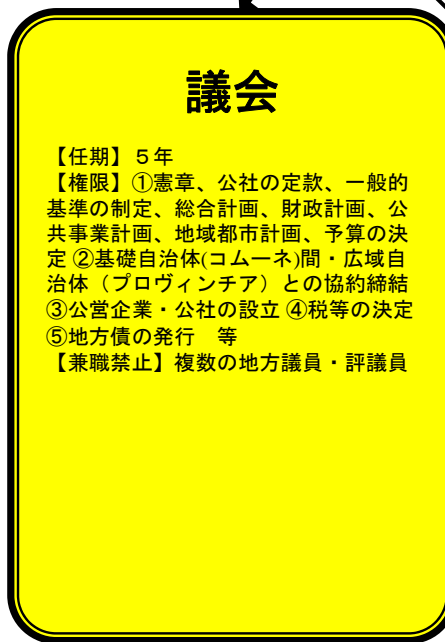
不信任

基礎自治体

《コムーネ》

住民

選挙



議会

【任期】5年
【権限】①憲章、公社の定款、一般的基準の制定、総合計画、財政計画、公共事業計画、地域都市計画、予算の決定 ②基礎自治体(コムーネ)間・広域自治体(プロヴィンチア)との協約締結 ③公営企業・公社の設立 ④税等の決定 ⑤地方債の発行 等
【兼職禁止】複数の地方議員・評議員

不信任

評議会

【権限】①議会の定めた行政の一般方針をシンダコとともに実施 ②年一回議会に対する活動報告 ③議会に対する予算案提案 ④議会の定める一般的基準に基づいて行政組織及び事務内容に関する規則制定 等

首長 (シンダコ)
= 評議会議長

【任期】5年
【権限】①評議会の招集及び評議会の議長の職、②コムーネに委任された国及び州の事務の執行 ③法律・憲章及び条例により付与されたその他の権限 ④危機管理 ⑤公共機関・関連団体等における代表者の任免 等
【兼職禁止】プロヴィンチア評議会議長、コムーネ、プロヴィンチア議会議員、区長との兼職の禁止

任免

任免

評議員

【任期】5年
【権限】コムーネ行政における事務事業の管理について、合議を通じてシンダコとともに実施。
【兼職禁止】なし

副首長

【任期】5年
【権限】シンダコ不在時の代理
【兼職禁止】なし

議会の権限等

比較項目	自治体の種類		
	基礎自治体	広域自治体	
	コムーネ	プロヴィンチア	レジオーネ (エミリア・ロマーニャ州)
不信任	<p>首長は、議会において不信任動議が提出され、採択された場合、その任務を停止する（地方自治法典第52条）。不信任動議は、出席議員の5分の2以上の賛成により提出され、不信任理由の陳述の後に、総議員数の過半数によって可決されれば成立する。動議採択後、議会の解散が決定されると同時に、評議会も解散される（地方自治法典第53条）。</p>		<p>議会が5分の1以上の議員の署名により首長不信任案を提出し、過半数により当該議案を承認した場合、首長は解任され、議会及び評議会は解散される（エミリア・ロマーナ州。州憲章第2条）。</p>
再議制度	なし		なし
専決処分	なし		なし
議会の招集権	議長		議長
議案の提出権	<p>首長、評議会（執行機関）、議員、地区評議員、2,000人以上の住民の署名による発議^{※2}</p>	<p>首長、議員、5,000人以上の住民の署名による発議</p>	<p>首長、評議会（執行機関）、議員、5,000人以上の住民の署名による発議</p>
議決権	制限列举。地方自治法典第42条		制限列举。エミリア・ロマーニャ州憲章第28条

※注1 選挙制度：コムーネ、プロヴィンチア、レジオーネのいずれにおいても、首長候補者名簿と議員候補者名簿が結合する制度（首長選挙と議員選挙は同時に行われる。）となっているため、多くの場合、議会においては首長と会派を同じくする議員による多数派が形成されることとなる。

※注2 コムーネには、地区ごとに地区議会があり、地区議会の代表が地区評議員である。

会期・議員定数・議員報酬等

○会期

コミュン、及びプロヴィンチア議会の開催については、地方自治統一法典第39条に、評議会議長あるいは、議会議員の要求にもとづいて開催されると記されている。

※コムーネ：8月を除く毎週月曜日の18:00~20:00に議会が開催されている（ポローニャ市）。

※プロヴィンチア：ほぼ週1度議会が開催されている（ポローニャ県）。

※レジオーネ：州法には特に決まりはないが、頻繁に行われている。（2007年7月は13日開催。8月は休み）

○議員定数（右表参照）

- ・コムーネ・プロヴィンチア：人口規模に応じて地方自治法典において規定されている（地方自治統一法典第37条）
- ・レジオーネ：人口規模に応じて州の選挙に関する国の法律に規定されているが、地方分権政策に伴い、現在各州が独自の選挙法を制定しつつあり、州選挙法を採択した州に関しては、議員数はそれに定められている。

○議員報酬

- ・コムーネ：出席に応じた日当を支給。
- ・プロヴィンチア：出席に応じた日当を支給。
- ・レジオーネ：当該団体の職員給与と同じく、生活給であるとされている。（エミリア・ロマーニャ州、州憲章30条）。

コムーネ				議席数
人口				
		3,000	人以下	12
3,000	人超	10,000	人以下	16
10,000	人超	30,000	人以下	20
30,000	人超	100,000	人以下	30
100,000	人超	250,000	人以下	40
250,000	人超	500,000	人以下	46
500,000	人超	1,000,000	人以下	50
1,000,000	人超			60

プロヴィンチア				議席数
人口				
		300,000	人以下	24
300,000	人超	700,000	人以下	30
700,000	人超	1,400,000	人以下	36
14,000,000	人超			45

レジオーネ				議席数
人口				
		1,000	千人以下	30
1,000	千人超	3,000	千人以下	40
3,000	千人超	4,000	千人以下	50
4,000	千人超	6,000	千人以下	60
6,000	千人超			80

レジオーネ	議席数
ロンバルディア	80
カンパニア	60
サルデーニャ	85
ピエモンテ	63
ラツィオ	61
ヴェネト	68
リグーリア	40
エミリア・ロマーニャ	50
プーリア	75
カラブリア	50
フリウリ＝ヴェネツィア・ジュリア	60
トスカーナ	65
シチリア	90
アブルッツォ	40
モリーゼ	30
マルケ	40
バジリカータ	30
ヴァレ・ダオスタ	35
トレンティーノ＝アト・アーディジェ	70
ウンブリア	30
ttl	1122

2007年8月現在

職業公務員と議員の兼職可能性

被選挙権の制限	兼職の禁止
<p>コムーネ及びプロヴィンチア議会議員：一定の公職にある者^{※1}は被選挙権を有しない。レジオーネ議会議員：一定の公職にある者^{※2}は被選挙権を有しない。</p>	<p>コムーネ評議会議長（SINDACO）は、プロヴィンチア評議会議長、コムーネ議会議員、プロヴィンチア議会議員及び区長とは兼職できない。（地方自治法典第63条）人口20000人以上のコムーネ評議会議長、プロヴィンチア評議会議長、レジオーネ議会議員は、国会議員と兼職できない。（1953年の法律）レジオーネ議会議員と、レジオーネ評議員、国会議員、その他の州議会議員、州評議員、欧州議会議員との兼職は禁じられている（共和国憲法第122条）。</p>

※注1 警察庁長官・副長官、各省庁の事務次官をはじめ各省庁において一定の職以上にある者、地方自治法典に列挙されている内務省の特定の職にある者、選挙区が管轄区域である地方長官、副地方長官、当該地方団体と同階層で別の地方団体において、それぞれ県知事及び県議会議員、シタゴ（市町村長）及びコムーネ議会議員、区議会議員を現役で務める者、当該地方団体の職員、当該県、コムーネ、又は区の区域内にある、過半数の資本を地方団体が出資した株式会社の関係者（地方自治統一法典第60～70条）

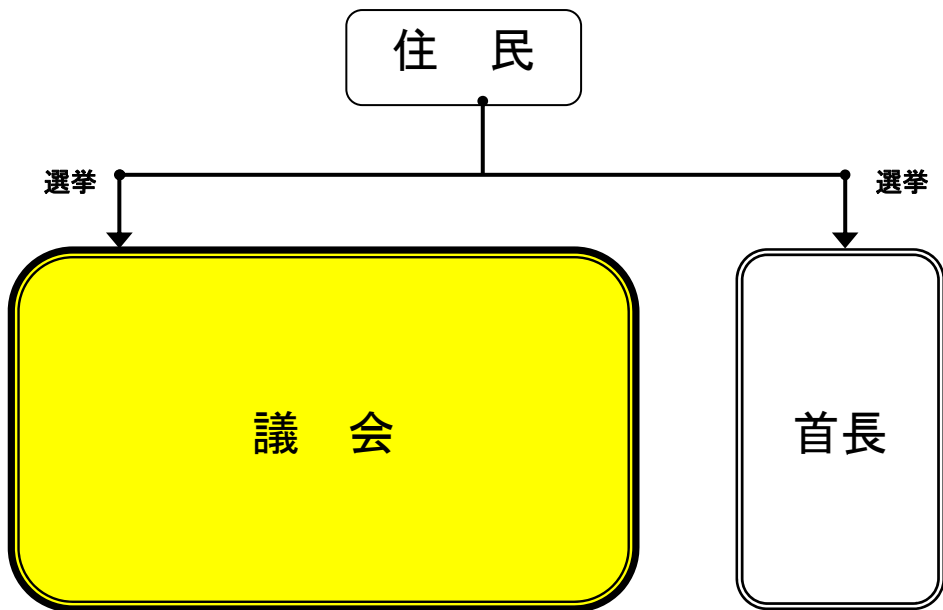
※注2 公務員のうち一定の警察関係者及び各省庁の一定の地位にある者及び裁判官、軍隊の将校など、州の区域内においてシタゴ、県知事、コムーネ理事、県理事を務める者（トスカーナ州、1981年4月23日の州法第154号）

韓国

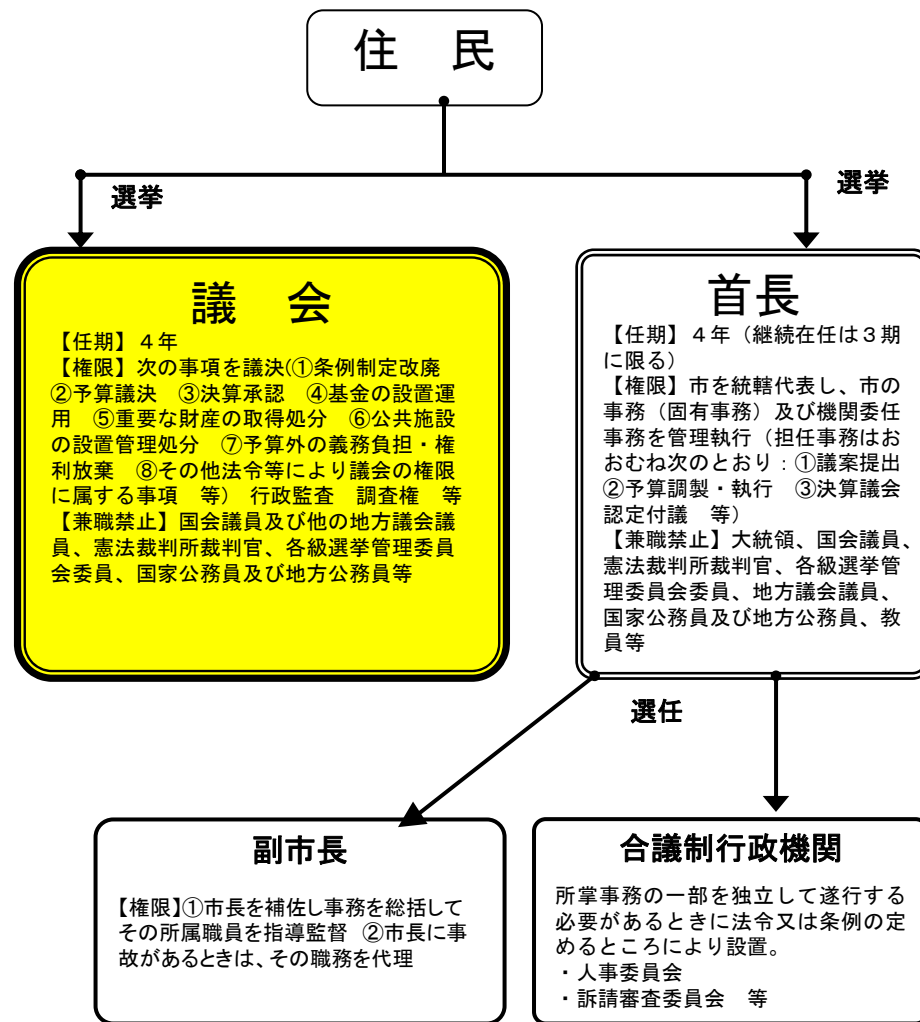
議会の組織

広域自治体・基礎自治体

《特別市・広域市・道・特別自治道》
《市・郡・自治区》



(市の場合)



議会の権限等

自治体の種類 比較項目	基礎自治体	広域自治体
	市・郡・自治区	特別市・広域市・道・特別自治道
不信任	なし※ ¹	
再議制度	議会の議決が越権又は法令違反と認定されるときには、首長は20日以内に再議決要求ができる。再議決の結果、在籍議員の過半数が出席し、出席議員の3分の2以上の賛成により、再議決案が確定する。(地方自治法107条、108条)	
専決処分	議会の議決事項の中で必要な事項として、住民の生命と財産保護のために緊急に議会を招集する時間的余裕がない場合等一定の場合に首長は専決処分を行うことができる。この場合において、首長は遅滞なく議会に報告して承認を得なければならない。議会の承認を得ることができない場合は、当該専決処分はその時から失効する。(地方自治法109条)	
議会の招集権	首長又は議長※ ² ※ ³	
議案の提出権	首長及び議員	
議決権	制限列举(ただし、条例で定めるところにより議会の議決事項追加可能)(地方自治法第39条)	

※注1 議長・副議長の不信任の制度あり。議長又は副議長が法令に違反したり正当な理由なく職務を遂行しないときは、議会(在籍議員の1/4以上の発議及び過半数の賛成が必要)は不信任の議決をすることができる。不信任議決があった場合には、当該議長又は副議長はその職を解任される。(地方自治法第55条)

※注2 定例会：地方議会は毎年2回(6・7月中、10・11月中)定例会を開催する。(地方自治法第44条)

※注3 臨時会：議長は議会を招集する。ただし、選挙後最初の議会については、地方議会議務処長・事務局長・事務課長が議会を招集する。また、全議員の1/3以上の議員又は首長が請求したときは、議長は15日以内に議会を招集しなければならない。(地方自治法第45条)

会期・議員定数・議員報酬等

○会期

※定例会は毎年2回（6・7月中、10・11月中）開催される。

※年間の会議総日数及び定例会・臨時会の会期は、各地方自治体の条例で定める。

○議員定数（右表参照）

- ・公職選挙法において規定

○議員報酬

- ・従前は、議員は名誉職で無報酬の非常勤職であったが、2003年の地方自治法改正により、名誉職の規定は削除された。
- ・大統領令で定める範囲内において条例で定める議政活動費、公務旅費、会期手当が支給される（地方自治法第33条）。

市・道 名	広域議会議席数		
	地域区	比例代表	合計
ソウル	96	10	106
釜山	42	5	47
大邱	26	3	29
仁川	30	3	33
光州	16	3	19
大田	16	3	19
蔚山	16	3	19
京畿	108	11	119
江原	36	4	40
忠北	28	3	31
忠南	34	4	38
全北	34	4	38
全南	46	5	51
慶北	50	5	55
慶南	48	5	53
済州	29	7	36
合計	655	78	733

(例)京畿道内の基礎自治体		
基礎自治体名	議會議員数	人口(千人)
水原市	36	1,082
城南市	36	978
富川市	30	870
安養市	24	630
安山市	22	723
龍仁市	20	778
平澤市	16	406
光明市	13	316
始興市	13	404
軍浦市	9	278
華城市	11	329
利川市	9	197
金浦市	8	218
廣州市	8	230
安城市	9	164
河南市	7	136
儀旺市	7	139
烏山市	7	138
果川市	7	61
高陽市	31	919
議政府市	13	414
南楊州市	14	476
坡州市	10	300
九里市	7	195
抱川市	8	165
楊州市	7	177
東豆川市	7	88
加平郡	7	56
漣川郡	7	47
驪州郡	7	106
楊平郡	7	87

※地域区市・道議員定数は、その管轄区域内の自治区・市・郡ごとに2人とする。ただし、16人未満のときは、16人とする。

※比例代表市・道議員定数は、地域区市・道議員定数の100分の10とする。ただし、算定された比例代表市・道議員定数が3人未満のときは、3人とする。

※基礎自治体：道内の市・郡、ソウル特別市及び広域市内の自治区・市・郡における議会。最低7人。

職業公務員と議員の兼職可能性

被選挙権の制限	兼職の禁止
<p>一定の公職者^{※1}が立候補する場合、当該選挙日60日前までにその職を辞任しなければならない。</p>	<p>地方議会議員は、一定の公職^{※2}との兼職は禁止されている。</p>

※注1 国家公務員法第2条に規定された国家公務員、地方公務員法第2条に規定された地方公務員（ただし、政党法第6条第1項但し書きの規定により党员となれる公務員（政務職公務員は除く）は、この限りではない。）、選挙管理委員会又は教育委員会の教育委員、他の法令の規定により、公務員の身分を持つ者、政府投資機関管理基本法第2条に規定された政府投資機関（韓国銀行を含む）の常勤役員、農業協同組合・水産業協同組合・畜産業協同組合・農地改良組合・林業協同組合・葉たばこ生産協同組合又は人參協同組合（これら組合の中央会と連合会を含む）の常任役員とこれら組合の中央会長や連合会長、地方公企業法第2条に規定された地方公社と地方公団の常勤役員、政党法第6条第2号の規定により党员になれない私立学校教員、大統領令に定められたジャーナリスト

※注2 国会議員及び他の地方議会議員、憲法裁判所裁判官、各級選挙管理委員会委員及び教育委員会の教育委員、国家公務員及び地方公務員（ただし政党法の規定により政党の党员になることのできる公務員は除外）、政府投資機関（韓国放送公社と韓国銀行を含む）の役員、地方公社及び地方公団の役員、農業協同組合、水産業協同組合、畜産業協同組合、林業協同組合、葉たばこ生産協同組合及び人參協同組合（これらの組合の中央会及び連合会を含む）の常勤の役員並びにこれらの組合の中央会長又は連合会長、政党法の規定により政党の党员となることができない教員

(参考) 基礎自治体における各国議席数比較 (人口段階別)

	フランス コミューン	イタリア コムーネ	スウェーデン コミューン	ドイツ ゲマインデ	日本 市町村
2,000人	19議席	12議席	31議席以上	10議席	14議席
	1,500人以上2,500人未満: 19議席	3,000人以下: 12議席	12,000人以下: 31議席以上	1,000人超2,000人以下	2,000人以上5,000人未満: 14議席
5~10万人	45議席~53議席	30議席	61議席以上	40議席	30議席
	50,000人以上60,000人未満: 45議席	30,000人超100,000人以下: 30議席	36,000人超300,000万人以下: 61議席以上	50,000人超150,000人以下: 40議席	50,000人以上100,000人未満: 30議席
	60,000人以上80,000人未満: 49議席				
	80,000人以上100,000人未満: 53議席				
30万人	69議席	46議席	101議席以上	48議席	46議席
	300,000人以上: 69議席	250,000人超500,000人以下: 46議席	ストックホルム市(約76万人): 101議席以上	150,000人超400,000人以下: 48議席	300,000人以上500,000人未満: 46議席

※ドイツについては、バーデンヴェルテンベルク州の例による。